

## 地方公共団体ヒアリング結果

- 平成 18 年 8～9 月に、全国の地方公共団体の中から、不服申立件数が比較的多いもの又は少ないもの、審理体制に特色があると思われるもの等を中心に任意抽出した 8 団体において、行政不服審査制度の運用実態、意見要望等についてヒアリング調査を実施した。
- 本表記載の意見・要望は、ヒアリング対象機関における担当職員の個人的な見解を聴取し、整理したものである。

調査対象	運用実態	行政不服審査制度に対する意見・要望
A 県	<p><b>【生活保護関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 口頭意見陳述の日程調整や録取書の確認に時間を要したため、生活保護法で規定された 50 日の標準処理期間を大幅に超過した審理となっているものがある。</li> <li>○ 原処分件数約 1,000 件 不服申立件数 17 件（17 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一組織内で行われた処分に関する不服申立てについては、認容裁決を出し難いという面もあることから、審理手続に第三者を関与させることは、申立人だけでなく、行政庁側にとっても重要と考える。</li> <li>○ 法定受託事務についての不服申立てがあった場合には大臣審査となるが、対審的な審理構造を原則とした場合、これまでのように資料を本省に送るだけでは済まず、毎回本省に出頭しなければならないことから、業務量が増大するのではないか。</li> <li>○ 分野横断的な第三者機関を置くとなると、案件ごとに専門家を集めてこなければならず、小規模な自治体では事実上不可能ではないかと思う。</li> <li>○ 生活保護分野に関しては、認定等事務の経験を有する職員が比較的多くいるので、仮に不服申立対象となっている処分に関与していない部門で審理を行うこととなっても対応は可能と思われる。</li> </ul>
	<p><b>【懲戒処分関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答弁書や反論書の作成、口頭意見陳述の日程調整等に時間を要したため、審理が長期化しているものがある。</li> <li>○ 原処分件数 60 件</li> </ul>	

	不服申立件数 4 件 (17 年度)	
B 県	<p><b>【身体障害者福祉・精神保健関係】</b></p> <p>○ 組織改編に伴い、処分担当部署と審理担当部署を分離している。</p>	<p>○ 不服申立ての事務処理の迅速化が必要。</p> <p>○ 処分担当者と審理担当者を分けても、両者が同じ課室に属する場合には、審理の公平性が確保されているとはいえない。</p> <p>○ 分野横断的な第三者機関は、審理範囲が広く、委員の人選が困難である。</p> <p>○ 裁定的関与の見直しが必要。</p> <p>○ 処分以外の行政上の行為を対象とする場合には、対象範囲を限定すべき。</p> <p>○ 県の判断にしたがって市町村が行った処分についての不服申立ては、市町村に対して行われることになるが、実質的な判断を行った県に対して行うべきではないか（更正医療の例）。</p>
C 県	<p><b>【身体障害者福祉関係】</b></p> <p>○ 原処分件数 538 件、不服申立件数 3 件 (17 年度)</p>	<p>○ 不服申立ての度に原課があわてて審理を担当するよりも、人事委員会や労働委員会のような別の独立した組織で一元的に審理を行う方がよい。</p> <p>○ 認容率や不服申立件数の多少により制度の是非を判断するべきではない。</p> <p>○ 標準処理期間については、最低でも 2～3 か月は必要。</p> <p>○ 処分の概念が一番難しいので、法律で定義規定を置いてほしい。</p> <p>○ 不服申立て先が個別法によって異なるので、分かり易くすべき。</p>
D 県市町村公平委	<p><b>【懲戒処分関係】</b></p> <p>○ 市町村総合事務組合の共同処理</p>	<p>○ 現行制度は裁決でしか終結しないが、和解あっせんのような形での終結も導入できないか。</p>

員会	<p>事務の一部として、公平委員会事務（不服申立ての審査等）を行なっている。</p> <p>○ 不服申立件数 1 件、処理件数 1 件（17 年度）</p>	<p>○ 現行制度ではすべての事案について等しく慎重な手続を経て裁決しているが、事案の種類によって慎重な手続を経ないでもよいものがあるのではないか。</p>
E 市	<p><b>【生活保護関係】</b></p> <p>○ 生活保護の認定を行う部署において原処分と審理の両方を担当しているが、審理の客観性を確保するため、原処分に関与していない職員が審理を担当するようにしている。</p> <p>○ 原処分件数 64 件 不服申立件数 1 件（17 年度）</p>	<p>○ 生活保護の事務に熟知している者でなければ審理を担当することが難しく、現在の市の体制では、処分担当部署以外の部署により審理を行うことは難しい。</p> <p>○ 処分関係書類全般の閲覧により処分担当職員の氏名等が明らかとなり、担当職員への個人攻撃が行われ、結果的に職員が萎縮してしまうおそれがあるので賛成できない。</p>
F 市	<p><b>【市町村税関係】</b></p> <p>○ 区役所の課税課（市民税担当）の課税指導を担当している本庁市民税課が審査請求の審理も担当している。将来的には第三者的な立場に立つ課室（税務課等）において審査請求を行うことを検討したいとのこと。</p> <p>○ 不服申立ての処理件数 2 件（17</p>	<p>○ 条例委任事項を設けても、法の規定をそのまま準用することとなるので、委任する意味があまりない。</p> <p>○ 行政不服審査制度は迅速処理に重きを置くべきであり、第三者的な視点は司法の場で判断すべき。</p> <p>○ 裁定的関与の見直しが必要。</p>

	<p>年度)</p> <p><b>【固定資産税関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区役所の課税課（固定資産税担当）の課税指導を担当している本庁固定資産税課が審査請求の審理も担当しており、弁明書の内容についても区の課税課から相談を受けている。将来的には第三者的な立場に立つ課室（税務課等）において審査請求を行うことを検討したいとのこと。</li> <li>○ 不服申立ての処理件数9件（17年度）</li> </ul>	
G市	<p><b>【全般】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該市全体で不服申立て件数は2件のみ（情報公開条例関係、都市計画法関係）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村レベルでは、原課の中で原処分に関与していない者はほとんどいないので、処分担当者とは別の立場の審理担当者を確保することは困難である。</li> <li>○ 情報公開・個人情報保護審査会を拡張したイメージであれば、市町村でも分野横断的な第三者機関を設けることは可能。</li> <li>○ 不服申立ての対象範囲を拡大すると、手続面での負担が拡大する。</li> </ul>

H市	<p><b>【土地区画整理関係】</b></p> <p>○ 不服申立件数 20 件（17 年度）</p>	<p>○ 処分か否かの判断に苦慮するので、定義規定を置いてほしい。</p> <p>○ 特例が多く制度が複雑で分かりにくいので、整理すべき。</p> <p>○ 国の判断にしたがって市が行った処分についての不服申立ては、処分を行った市が担当することになるが、実質的な判断を行っていないので、審理し難い。</p> <p>○ 第三者性を確保すると、迅速な審理に支障となるのではないか。</p>
----	--	--